

大規模小売店舗立地法に基づく届出について（公告）

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号）第6条第3項において準用する同法第5条第3項の規定により、次の大規模小売店舗の変更の届出について公告し、縦覧に供する。

この公告に係る大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、同法第8条第2項の規定により、縦覧期間満了の日までに市長に意見書を提出することができる。

平成27年8月14日

岡山市長 大森 雅夫

1 届出事項の概要

(1) 大規模小売店舗の名称及び所在地

名 称 山陽マルナカ庭瀬店

所在地 岡山市北区平野字小池859番1 ほか

(2) 届出者の氏名及び住所

名 称 株式会社マルナカ

住 所 香川県高松市円座町1001番地

代表者の氏名 代表取締役 中山 明憲

(3) 変更事項

① 大規模小売店舗内の店舗面積の合計

(変更前) 1,474平方メートル

(変更後) 3,035平方メートル

② 大規模小売店舗の施設の配置に関する事項

ア 駐車場の収容台数

(変更前) 53台

(変更後) 143台

イ 駐輪場の収容台数

(変更前) 20台

(変更後) 駐輪場No. 1 45台

駐輪場No. 2 46台

合計 91台

ウ 荷さばき施設の面積

(変更前) 112平方メートル

(変更後) 荷さばき施設No. 1 112平方メートル

荷さばき施設No. 2 40平方メートル

合計 152平方メートル

エ 廃棄物等の保管施設の容量

(変更前) 40.5立方メートル

(変更後) 廃棄物保管施設No. 1 40.5立方メートル

廃棄物保管施設No. 2 6.0立方メートル

廃棄物保管施設No. 3 3.0立方メートル

合計 49.5立方メートル

③ 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

(変更前) 午前10時から午後10時

(変更後) 午前7時から午後12時

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前9時30分から午後10時30分まで

(変更後) 午前6時30分から午前0時30分まで

ウ 駐車場の自動車の出入口の数

(変更前) 2箇所

(変更後) 4箇所

(4) 変更年月日

平成28年2月28日

(5) 変更事項以外の事項

①大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

ア 名称 株式会社山陽マルナカ

住所 岡山市南区平福1丁目305番地の2

代表者の氏名 代表取締役 井出 武美

イ テナント (未定)

②大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

荷さばき施設において荷さばきを行うことができる時間帯

午前5時から午後9時まで

3 縦覧の期間及び場所

(1) 縦覧の期間

平成27年8月14日から平成27年12月14日

(2) 縦覧の場所

岡山市経済局産業振興・雇用推進課